

忠岡町クリーンセンター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

要求水準書

【たたき台案】

平成30年8月

忠 岡 町

目 次

第1編 総則	1.1
第2編 基幹的設備改良工事に係る要求水準	2.1
第1章 基幹的設備改良工事に関する基本事項	2.1
第1節 計画概要	2.1
第2節 計画要目	2.3
第3節 施設機能の確保	2.6
第4節 材料及び機器	2.7
第5節 試運転及び指導期間	2.8
第6節 性能保証	2.9
第7節 かし担保	2.10
第8節 工事範囲	2.12
第9節 提出図書	2.14
第10節 検査及び試験	2.16
第11節 正式引渡し	2.17
第12節 その他	2.18
第2章 機械設備工事仕様	2.21
第1節 各設備共通仕様	2.21
第2節 受入供給設備	2.23
第3節 燃焼設備	2.25
第4節 燃焼ガス冷却設備	2.29
第5節 排ガス処理設備	2.31
第6節 排水処理設備	2.32
第7節 通風設備	2.33
第8節 灰出設備	2.34
第9節 共通設備	2.36
第10節 電気設備	2.37
第11節 計装設備	2.38
第3編 長期包括運営事業に関する要求水準	3.1
第1章 運営に関する基本的事項	3.1
第1節 特記事項	3.1
第2節 一般事項	3.4
第3節 長期包括運営事業に関する事業条件	3.12
第2章 運営管理体制の構築	3.15
第1節 組織計画	3.15
第2節 運営管理の実施体制	3.16

第3章	搬入管理業務	3.17
第4章	運転管理業務	3.19
第5章	維持管理業務	3.22
第6章	環境管理業務	3.25
第7章	情報管理業務	3.27
第8章	安全衛生管理業務	3.28
第9章	防災管理業務	3.29
第10章	その他関連業務	3.30

添付資料

事業全体に係る添付資料

全体1	施設全体の図面	全体-1
全体2	処理フローシート	全体-2
全体3	ごみの分別区分	全体-3

基幹的設備改良工事に係る添付資料

工事1	改良工事の責任役割分担表	工事-1
工事2	施設全体の図面（工事範囲）	工事-3

長期包括運営事業に係る添付資料

包括1	包括運営の責任役割分担表	包括-1
包括2	ごみ搬入量・焼却量の予測	包括-5
包括3	ごみ質分析の実績	包括-6
包括4	施設における用益使用量の実績（平成29年度実績）	包括-7
包括5	施設で実施している点検・検査項目	包括-8

参考資料

参考1	施設運営における帳票	参考-1
-----	------------	------

第1編 総則

本要求水準書は、忠岡町（以下、「本町」という。）が発注する「忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業」（以下、「本事業」という。）に適用し、本町の要求する水準を示すものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容を定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備及び業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、基幹的設備改良工事の工事請負事業者（以下「工事請負事業者」という。）及び長期包括運営事業の運営事業者（以下「運営事業者」という。）の責任において全て完備及び遂行することとする。また、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

1. 1 一般概要

忠岡町クリーンセンター（以下「本施設」という。）は、昭和61年4月より稼働開始し、本町全域の可燃ごみ処理を担っている。

本施設は、プラントメーカーや各種設備・機器メーカーの協力を得て、適切な保全管理を行ってきたが稼働開始後31年が経過して施設の設備・機器に経年的な劣化が生じており、計画的な対策が必要になっている。

本施設を今後も有効に活用していくため、日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策と長寿命化を図るための基幹的設備改良工事を行った後、施設運営管理の効率化を図るために長期包括運営事業を引き続き継続する。施設の改良とその後の運営管理の効果を最大限に引き出すことができるよう、基幹的設備改良工事を行った事業者が長期包括運営事業を併せて受託することとする。

工事請負事業者は、工事に際して、本要求水準書に従い本町の承諾を受けながら、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」及び関連法規に基づいて総合的な検討を加え、本施設の性能を長期的に維持するための改良を行うこととする。また、自然環境や社会環境との調和に配慮しつつ、経済性も考慮して工事を計画・遂行するものとする。

運営事業者は、本要求水準書に従い、本町と運営事業者とのリスク分担に十分配慮しながら、周辺環境の保全や安全確保等に努めるとともに、長期包括運営事業期間中（運営準備期間も含むものとし、以下「運営事業期間中」という。）において信頼性、安定性、継続性に考慮して事業を遂行するものとする。

1. 2 事業名称

忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

1. 3 事業実施場所

大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号

1. 4 事業内容

本事業の内容は、本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業である。

詳細は「第2編 基幹的設備改良工事に係る要求水準」、「第3編 長期包括運営事業に関する要求水準」に示す。

1. 5 事業期間

事業期間：基本契約締結日（平成31年1月）から平成 年 月 日まで

事業期間の内訳は以下のとおりである。

1) 基幹的設備改良工事期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

2) 長期包括運営事業期間

運営準備期間：運營業務委託契約締結の日から平成31年3月31日まで

運営事業期間：平成31年4月1日から平成 年 月 日まで

1. 6 本事業の対象施設

1) 施設概要

処理能力	焼却施設：30 t /24hr
敷地面積	約 10,034 m ² （旧し尿処理施設、供用部分等を含む。）
延床面積	工場棟：1,877.08 m ² 管理棟：214.09 m ²

2) 工事年月

建設工事	昭和59年8月 ～ 昭和61年3月
D X N類恒久対策工事	平成11年10月 ～ 平成12年3月
大規模改修工事	平成21年6月 ～ 平成22年3月
その他主な修繕工事	
高圧受電設備改修工事	平成25年度
粗大ごみ破碎施設更新工事	平成27年度

3) 処理方式

受入供給設備	全連続燃焼式流動床焼却炉 ピット&クレーン方式
燃焼設備	流動床方式
燃焼ガス冷却設備	水噴霧(2段)方式
排ガス処理設備	有害ガス除去装置+活性炭噴霧装置+バグフィルタ
通風設備	平衡通風方式
排水処理設備	生活排水・プラント系排水：凝集沈殿+砂ろ過方式 ごみピット排水：炉内噴霧方式

第2編 基幹的設備改良工事に係る要求水準書

基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）は、本施設の性能を回復させるとともに延命化することによって施設の有効利用を図ることを目的とし、公害防止に十分留意することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」及び関連法規に基づいて行うものとする。

第1章 基幹的設備改良工事に関する基本事項

第1節 計画概要

1. 1. 1 全体計画

1) 全体計画

- (1) 改良にあたっては、省エネルギー対策等による機能向上を図りつつ、耐久性や維持管理性の向上に配慮すること。
- (2) 施設運営上、施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭及び高温部に対する対策等を十分講じること。

2) 工事計画

- (1) 改良工事は平成31年度～32年度に実施し、本施設の性能回復、延命化を目的に既存設備の改良を行うものであり、工事の概要は、第2編第1章第8節に示すとおりである。
- (2) 工事工程については、施設の運営管理や改良工事の施工性を考慮し、改良工事における施設の停止期間中のごみのごみピットから溢れ出ないことを原則とした計画とし、工事实施日等の詳細な工事期間については、運営事業者と十分に協議うえ決定することとし、その内容を本町に報告すること。
- (3) 工事計画上又は施工の方法上、既存の設備、装置、機器等が障害となる場合は、本町の承諾を得たうえで仮設又は移設すること。
- (4) 仮設が必要な場合、その仮設設備機器等の設置場所は、本施設の運営管理に必要となる作業動線を確保できるように計画すること。
- (5) 工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬入・搬出車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- (6) 災害対策に万全を期し、周辺環境への公害防止にも十分配慮すること。

1. 1. 2 立地条件

1) 都市計画事項

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 用途地域 | 準工業地域（ごみ処理施設用地域） |
| (2) 防火地域 | なし |
| (3) 高度地域 | なし |
| (4) 建ぺい率 | 60% |
| (5) 容積率 | 200% |

2) ユーティリティ関係

- (1) 電気 契約会社：関西電力
 契約種別：高圧電力 BS-TOU
 契約電力：445KW（H30.4 現在）
- (2) 用水 口径 75mm
- (3) 燃料 灯油（炉作動時、燃焼温度 800 度以下になった時）
 重油（動物炉）
 L P G（炉及び風呂のバーナ作動時）
- (4) 排水 ガス冷却水として利用するため無放流
- (5) 薬品 消石灰
 キレート剤
 防虫剤

第2節 計画要目

1. 2. 1 処理能力

1) 公称能力

指定されたごみ質の範囲（低質ごみ～高質ごみ）内で30t/24hの処理能力を有するものとする
こと。

2) 計画ごみ質

項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	52	45	30
可燃分 (%)	38	46	62
灰分 (%)	10	9	8
低位発熱量 (kJ/kg)	4,609	8,171	11,523
(kcal/kg)	1,100	1,950	2,750
単位体積重量 (t/m ³)	0.25	0.20	0.15

※動物の死体を除いた性状を示す。

1. 2. 2 炉数

30t/24h×1炉

1. 2. 3 主要設備方式

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1) 受入供給設備 | ピット&クレーン方式 |
| 2) 燃焼設備 | 流動床式焼却炉 |
| 3) 燃焼ガス冷却設備 | 水噴射式 |
| 4) 排ガス処理設備 | ろ過式集塵方式
乾式消石灰吹き込み方式
乾式活性炭吹き込み方式 |
| 5) 給水設備 | 生活系：上水
プラント系：上水 |
| 6) 排水処理設備 | 生活系、プラント系：場内循環使用無放流方式 |
| 7) 通風設備 | 平衡通風方式 |
| 8) 灰出し設備 | 飛灰処理装置＋飛灰コンテナ方式 |

1. 2. 4 焼却条件

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1) 炉内温度 | 燃焼室出口温度：800℃以上 950℃以下《目標値》850℃以上 |
| 2) 一酸化炭素濃度 | 煙突出口：100ppm 以下（酸素 12%換算値） |
| 3) 集じん機入口温度 | 200℃以下 |

1. 2. 5 公害防止基準

1) 大気質 (O₂=12%換算)

- | | |
|------------------------|--|
| (1) ばいじん濃度 | 0.05g/m ³ 以下 《目標値》0.03g/m ³ 以下 |
| (2) 塩化水素濃度 | 50ppm以下 《目標値》40ppm以下 |
| (3) 硫黄酸化物排出量 | 55ppm以下、K値：1.17以下 《目標値》40ppm以下 |
| (4) 窒素酸化物濃度 | 250ppm以下 《目標値》200ppm以下 |
| (5) ダイオキシシン濃度 | 1ng-TEQ/Nm ³ 以下 《目標値》設定なし |
| (6) 全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀) | 50μg/m ³ 以下 《目標値》設定なし |

2) 騒音 (敷地境界線上において)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 朝 (6:00~8:00) | 60dB以下 |
| (2) 昼間 (8:00~18:00) | 65dB以下 |
| (3) 夕 (18:00~21:00) | 60dB以下 |
| (4) 夜間 (21:00~6:00) | 55dB以下 |

3) 振動 (敷地境界線上において)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 昼間 (6:00~21:00) | 65dB以下 |
| (2) 夜間 (21:00~6:00) | 60dB以下 |

4) 悪臭 (敷地境界線上において)

- | | |
|---------------|------------|
| (1) アンモニア | 1ppm以下 |
| (2) メチルメルカプタン | 0.002ppm以下 |
| (3) 硫化水素 | 0.02ppm以下 |
| (4) 硫化メチル | 0.01ppm以下 |
| (5) ニ硫化メチル | 0.009ppm以下 |
| (6) トリメチルアミン | 0.005ppm以下 |
| (7) アセトアルデヒド | 0.05ppm以下 |
| (8) スチレン | 0.4ppm以下 |
| (9) 臭気濃度 | 30以下 |

5) 焼却飛灰

大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を遵守すること。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 水銀又はその化合物 | 0.005mg/l以下 |
| (2) カドミウム又はその化合物 | 0.1mg/l以下 |
| (3) 鉛又はその化合物 | 0.3mg/l以下 |
| (4) 六価クロム化合物 | 0.5mg/l以下 |
| (5) ヒ素又はその化合物 | 0.3mg/l以下 |
| (6) セレン又はその化合物 | 0.3mg/l以下 |
| (7) ダイオキシシン類 | 3ng-TEQ/g以下 |

1. 2. 6 環境保全

公害関係法令及びその他の法令、ダイオキシシン類発生防止等ガイドライン等に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。

特に本要求水準書に明示した公害防止基準を満足するよう設計するとともに、省エネルギーの推進に十分配慮すること。

1) 防音対策

騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定すること。

2) 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するための対策を考慮すること。

3) 悪臭対策

悪臭の発生する箇所には必要な対策を講じること。

1. 2. 7 運営管理

本施設の運転管理は、安定化、安全化、効率化及び経済性を考慮して各工程を可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図るものとする。

1. 2. 8 安全衛生管理

1) 作業環境基準

作業環境中のダイオキシン類は第1管理区域の管理値とすること。

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

また、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保に心掛けること。

2) 安全対策

設備装置の配置、据付は、すべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによること。

3) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、必要に応じて火災対策設備を設けること。

第3節 施設機能の確保

1. 3. 1 適用範囲

本要求水準書は、本事業及び改良工事の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備や性能等、工事の性質上当然必要と思われるもの及び運営上必要なものについては記載の有無に関わらず、工事請負事業者の責任において全て完備すること。

1. 3. 2 疑義

工事請負事業者は、本要求水準書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本町に照会し、本町の指示に従うこと。また、改良工事施工中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて本町と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1. 3. 3 変更

- 1) 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。
- 2) 実施設計期間中、契約設計図書及び事業提案書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、契約設計図書に対する改善変更を工事請負事業者の負担で行うものとする。
- 3) 実施設計完了後、実施設計図書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、工事請負事業者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うものとする。
- 4) 実施設計は原則として契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、本町の指示又は承諾を得て変更することができる。この場合は請負金額の増減は行わない。
- 5) その他、改良工事の実施にあたって変更の必要が生じた場合は、本町の定める契約約款によるものとする。

1. 3. 4 機器の能力

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本事業の目的達成のために必要な能力を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第4節 材料及び機器

1. 4. 1 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本町が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。

ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本町の承諾を受けるものとする。

- 1) 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- 3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本町が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- 4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

1. 4. 2 使用材質

特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

1. 4. 3 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績、既存の設備・機器の使用機器メーカー等を十分検討の上選定し、極力メーカー統一に努め互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーリストを本町に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカー選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

また、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

第5節 試運転及び指導期間

1. 5. 1 試運転

- 1) 第2編 第1章 第8節に示す各工事の完了後、実際のごみ処理に支障のない範囲で期間を確保し、予定工期内に試運転を行うものとする。その詳細については、あらかじめ運営事業者と協議し連携して決定するものとする。
- 2) 試運転は、本町とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき行うこと。
- 3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、本町が現場の状況を判断し、指示するものとする。また、試運転期間中の運転記録を作成し、提出すること。
- 4) この期間に行われる調整及び点検において発見された補修箇所については、その原因及び補修内容を本町に報告すること。なお、補修に際してあらかじめ補修実施要領書を作成し、本町の承諾を得るものとする。

1. 5. 2 運転指導

- 1) 工事請負事業者は本施設に配置される運営事業者の運転員に対し、施設を円滑に操業するため、機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書等は、あらかじめ工事請負事業者が作成し、本町の承諾を得ること。
- 2) 運転指導は、必要にして十分な教育と指導を行うことのできる期間を、実際のごみ処理に支障のない範囲で確保し、工事完了後に行うこととする。なお、運転指導期間外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、または、教育指導を行うことでより効果が上がると判断される場合には、本町と工事請負事業者及び運営事業者との協議のうえ実施すること。

1. 5. 3 試運転及び運転指導にかかる経費

改良工事完了までの試運転及び運転指導に必要な費用については、工事請負事業者の負担とする。ただし、ごみの搬入、灰の搬出・処分については本町の負担とする。

第6節 性能保証

1. 6. 1 性能試験

1) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は次の条件で行うものとする。

- (1) 引渡性能試験における本施設の運転は運営事業者が実施するが、改良工事の工事範囲に係る機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等その他の事項は工事請負事業者が実施すること。
- (2) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本町の承諾を得て他の適切な機関に依頼することができる。
- (3) 引渡性能試験の結果、性能保証を達成できない場合、工事請負事業者は必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を実施すること。

2) 引渡性能試験方法

工事請負事業者は、引渡性能試験を行うにあたって、あらかじめ本町と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本町の承諾を得なければならない。

性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本町に提出し、承諾を得て実施するものとする。

3) 引渡性能試験

予定工期内に引渡性能試験を行うものとする。この場合、試験に先立って1日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き処理能力に見合った焼却量における試験を2日以上連続して行うものとする。引渡性能試験は、本町立会のもとに1. 6. 2 2) 保証事項に規定する性能保証事項について実施すること。

1. 6. 2 保証事項

1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て工事請負事業者の責任により発揮すること。

また、工事請負事業者は性能を発揮するために当然必要なものは、本町の指示に従い、工事請負事業者の負担で施工すること。

2) 性能保証事項

(1) ごみ処理能力

指定された計画ごみ質の範囲において、第2編第1章第2節1. 2. 1の処理能力を満足するものとする。ただし、ごみ質変動による処理能力低下の場合はこの限りではない。

(2) 公害防止基準

第2編第1章第2節1. 2. 1の処理能力を確保した上で、第2編第1章第2節1. 2. 5の各数値に適合すること。

(3) 緊急作動試験

非常停電、機器故障等、本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

第7節 かし担保

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、工事請負事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。改良工事は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、工事請負事業者は施工のかしに加えて設計のかしについても担保する責任を負う。

かしの改善等に関しては、かし担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本町は工事請負事業者に対しかし改善を要求できる。

かしの有無については、適時かし検査を行いその結果を基に判定するものとする。

1. 7. 1 かし担保

1) 設計のかし担保

設計のかし担保期間は原則として、正式引渡し後 10 年間とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて工事請負事業者の責任において、改善等すること。なお、設計図書とは、第 2 編第 1 章第 9 節に規定する契約設計図書、施工承諾申請図書、工事関連図書及び完成図書とする。

引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本町と工事請負事業者及び運営事業者との協議のもとに工事請負事業者が作成した性能確認試験要領書に基づき、3 者（本町、工事請負事業者、運営事業者）が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。

性能確認試験の結果、工事請負事業者のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、工事請負事業者の責任において速やかに改善すること。これらに関する情報や図書については、工事請負事業者の責任において、運営事業者へ全て共有させること。

2) 施工のかし担保

改良工事に係るプラント工事関係のかし担保期間は原則として引渡しの日より 2 年間とする。ただし、本町と工事請負事業者及び運営事業者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

1. 7. 2 かし検査

本町は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、工事請負事業者に対しかし検査を行わせることができるものとする。工事請負事業者は本町と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を報告すること。かし検査にかかる費用は工事請負事業者の負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし確認要領書により行うものとする、本検査でかしと認められる部分については工事請負事業者の責任において改善、補修すること。また、運営事業者は、実施にあたって協力しなければならないが、必要な追加経費については工事請負事業者と運営事業者が協議すること。

1. 7. 3 かし確認要領書

工事請負事業者は、予め「かし担保確認要領書」を本町に提出し、承諾を受けること。

1. 7. 4 かし確認の基準

かし確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- 1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- 2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- 3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- 4) 性能に著しい低下が認められた場合
- 5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

1. 7. 5 かしの改善・補修

1) かし担保

かし担保期間中に生じたかしは、本町の指定する時期に工事請負事業者が無償で改善・補修すること。改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

2) かしの判定に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は工事請負事業者の負担とする。

第8節 工事範囲

本要求水準書で定める改良工事の工事範囲は、次のとおりとする。

1. 8. 1 機械設備工事

1) 受入供給設備

- (1) ごみクレーン
- (2) 破砕機供給コンベヤ
- (3) 破砕機
- (4) 破砕ごみ供給コンベヤ

2) 燃焼設備

- (1) 焼却炉
- (2) 散気装置
- (3) 給じん装置
- (4) 投入ゲート
- (5) 焼却残渣排出コンベヤ
- (6) 振動スクリーン
- (7) 砂循環コンベヤ
- (8) 砂貯留槽
- (9) 送油ポンプ

3) 燃焼ガス冷却設備

- (1) ガス冷却室 耐火物
- (2) ガス冷却室 スクレーパ
- (3) 噴射水加圧ポンプ
- (4) 減温塔 本体
- (5) 減温塔 スクレーパ
- (6) スプレーポンプ

4) 排ガス処理設備

- (1) バグフィルタ 本体
- (2) バグフィルタ ろ布
- (3) 有害ガス除去装置

5) 排水処理設備

- (1) プラント排水処理装置

6) 通風設備

- (1) 流動・燃焼用送風機
- (2) 煙道

7) 灰出設備

- (1) 不燃物搬送コンベヤ
- (2) 不燃物バンカ
- (3) ダストコンベヤ
- (4) 飛灰処理装置

8) 共通設備

(1) 空気圧縮機

9) 電気設備

(1) 配電盤設備

(2) 現場制御操作盤

(3) 照明設備

10) 計装設備

(1) I D F ・ I N V ・ 記録計 ・ パソコン ・ プリンター

(2) 公害監視装置

1. 8. 2 仮設工事

...

1. 8. 3 試運転及び運転指導

...

1. 8. 4 その他必要な工事

...

第9節 提出図書

1. 9. 1 契約設計図書

工事請負事業者は、本要求水準書に基づき本町の指定する期日までに契約設計図書を3部提出すること。

1. 9. 2 実施設計図書

工事請負事業者は、契約後ただちに改良工事に係る実施設計に着手し、実施設計図書として次のもの各3部を提出すること。

仕様書類 A4版3部
図面類 A3版3部（2つ折り製本）

1) 設計仕様書

(1) 総則

(2) 改良工事に係る事項

①基本事項

②機械設備工事仕様

2) 設計計算書（物質収支、用役収支、熱収支、容量計算等）

3) フローシート（ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰、計装、その他）

4) 施設全体配置図、主要平面、断面図、立面図

5) 各階機器配置図、主要設備組立平面図、断面図

6) 各機器詳細図

7) 工事工程表

8) その他必要なもの

1. 9. 3 施工承諾申請図書

工事請負事業者は、実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては事前に承諾申請図書により本町の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各5部提出すること。

1) 承諾申請図書一覧表

2) 設備機器詳細図（構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、付属品図等）

3) 施工要領書（搬入要領書、据付要領書を含む）

4) 検査要領書

5) 設計書・検討書

6) その他必要な図書（試運転要領書、引渡性能試験要領書等）

1. 9. 4 完成図書

工事請負事業者は、改良工事の工事竣工に際して完成図書として以下のものを提出すること。

なお、改良工事範囲分を含めたクリーンセンター全体に係る図面の編集方法については、本町と協議の上決定すること。

1) 竣工図（改良工事範囲分） 3部

2) 竣工図（改良工事範囲分を含めたクリーンセンター全体分） 3部

3) 竣工図縮小版（A3版）（改良工事範囲分）	3部
4) 竣工図縮小版（A3版）（改良工事範囲分を含めたクリーンセンター全体分）	3部
5) 仕様書（設計計算書及びフローシート等含む）（改良工事範囲分）	3部
6) 取扱い説明書（電子データを含む）（改良工事範囲分）	3部
7) 運転マニュアル（改良工事範囲分を基本とするが運営事業者との協議に基づく）	3部
8) 予備性能試験報告書	3部
9) 部分引渡性能試験報告書	3部
10) 引渡性能試験報告書	3部
11) 単体機器試験成績書	3部
12) 打合議事録	2部
13) 各工程の工事写真及び竣工写真（カラー）（電子媒体）	2部
14) その他指示する図書	3部

第 10 節 検査及び試験

改良工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記により行う。

1. 10. 1 立会検査及び立会試験各種申請図書

指定主要機器、材料の検査及び試験は、原則本町の立会のもとで行うこと。ただし、本町が特に認めた場合には工事請負事業者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。なお、本町が指示する機器については、工場立会い検査を実施する。

1. 10. 2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、予め本町の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

1. 10. 3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

1. 10. 4 経費の負担

改良工事に係る検査及び試験の手続きは工事請負事業者において行い、これに要する経費は工事請負事業者の負担とする。ただし、本町の職員又は本町が指示する監督員の旅費等は除く。

第 11 節 正式引渡し

工事竣工後、建設工事請負契約書に基づいて正式引渡しを行うものとする。

工事竣工とは、第 2 編第 1 章第 8 節に記載した工事範囲の工事をすべて完了し、第 2 編第 1 章第 6 節による引渡性能試験により所定の性能が確認された後、本町が行う竣工検査に合格した時点とする。

第12節 その他

1. 12. 1 関係法令の遵守

改良工事の設計施工にあたっては、下記の関係法令規格等（最新版に準拠）を遵守しなければならない。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法
- 3) 大気汚染防止法
- 4) 騒音規制法
- 5) 振動規制法
- 6) 悪臭防止法
- 7) 建築基準法
- 8) 電気事業法
- 9) 消防法
- 10) 労働基準法
- 11) 労働安全衛生法
- 12) 製造物責任法
- 13) 日本工業規格（J I S）
- 14) その他関係法令、規則、規格、基準、条例等

1. 12. 2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは工事請負事業者の経費負担により速やかに行い、本町に報告すること。また、工事範囲において本町が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、工事請負事業者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

1. 12. 3 施工

工事の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については、本町と十分協議して設置すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

工事期間中においては、日報及び月報を作成し提出すること。

3) 工事用車両

工事用車両の待機は敷地内で行い、周辺道路に駐停車しないこと。

4) 仮設

工事に必要な仮設工事は工事請負事業者の見込みにより計画し、工事に必要となる電源や用水等の各種用役は工事請負事業者の負担において確保すること。

敷地内に仮設物を設ける場合は、予め仮設物設置計画書を提出し、本町の承諾を得ること。

5) 発生材の処理

工事に際して生じる発生材は、すべて外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」並びにその他関係法令等に従い、工事請負事業者の責任と費用負担において適正に処理し、本町にマニフェストとともに報告すること。

6) 工事中の敷地管理

工事請負事業者は、工事中及び工事物件引き渡しまでの間、誠意をもって本町及び運営事業者と共同で管理するものとし、同一敷地を他の工事と競合して施工する場合には、その請負者と十分協議して、自然災害、人為的災害等に対して、万全な対策をもって管理すること。

7) 公害対策

工事用車両が通行することで、既存道路に傷みが発生するおそれがある場合は、道路に対する養生を十分行うこと。また、改良工事が原因で道路が損傷した場合は、補修等を行うこと。

8) 安全・保安

工事用車両出入口は、ごみ搬入・搬出車両等の通行の安全に留意するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。

9) 作業日及び作業時間

官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面により本町に提出すること。また、本町の指定する日時は工事を行わないこと。なお、作業時間は原則 8:00~17:00 とする。

10) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本町と協議の上、工事請負事業者の負担で速やかに復旧すること。

11) 保険

工事の施工に際しては、工事請負事業者にて火災保険又は組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。

1. 12. 4 工具

工事請負事業者は、必要に応じて改良工事で納入する機器の特殊工具類を必要数量納入すること。また、予め納入品のリストを作成し、実施設計図書提出時に本町に提出すること。

1. 12. 5 地元業者の活用

工事の施工にあたっては、工事に要する物品等の購入、設備・装置の製作・加工等について、可能な限り町内に所在する地元企業を活用すること。

1. 12. 6 運営事業者との連携

改良工事において、施設の停止期間中にごみのごみピットから溢れ出る可能性がある場合は、あらかじめ運営事業者と協議し連携することで、運営事業者の対応に協力すること。

やむをえず、ごみを施設の外部に持ち出すこととなった場合は、本町と協議のうえ実施するものとし、その場合の費用はすべて受注者が負担する。なお、費用については、工事請負事業者と運営事業者とが協議し決定すること。

1. 12. 7 改良工事に係るトラブル発生時の対応

- 1) 改良工事においてトラブルがあった場合、原則自らの責において対応のうえ本町に報告するものとする。ただし、必要に応じ本町の指示・協力を仰ぐことができるものとする。
- 2) 発生したトラブルへの対応の分担は「工事1：改良工事の責任役割分担表」に基づくものとする。

第2章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

2. 1. 1 一般概要

各設備の構造及び設置については、機能及び維持管理面を考慮し、流用する既設設備の運転に影響のない計画とすること。また、設置については、既存部分は影響を受けない計画とすること。

2. 1. 2 照明採光

日常運転に支障をきたさない十分な明るさを確保するため、必要に応じて人工照明を付加し、運転環境の良好化を図ること。

2. 1. 3 マンホール、点検口、測定口

改良工事に該当する設備機器においては、日常運転に便利のように点検口を設けること。また、各種計測、分析を行うための測定口と、設備機器の管理、点検ならびに補修作業に便利のようにマンホールを要所に設けること。

2. 1. 4 保温・防露・防熱対策

特に熱を放散するもの、低温腐食を生じる恐れのあるものについては、必ず保温施工を行うとともに、人が触れて火傷する恐れのある箇所については、防熱施工を行うこと。なお、配管については、保温、火傷防止、防露を十分に考慮すること。

2. 1. 5 作業環境

設備に対して作業環境を悪くすることがないように、換気等を行い、適切な作業環境を確保すること。

2. 1. 6 安全対策

回転・往復動を繰り返す部分には安全カバーを設け、事故のないように保護対策を考慮すること。また、危険が予測される箇所には、必要に応じて施錠、表示板、チェーン等を設置して、安全対策に十分配慮すること。

2. 1. 7 配管

- 1) 使用目的に応じた最適な管材料を使用し、勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振等に留意すること。詰まりが生じやすい流体用の管には掃除が可能なように考慮すること。
- 2) 配管材料は使用目的に応じた最適なものとする。
- 3) 既設配管との仕様及び施工等の適合性に十分配慮すること。

2. 1. 8 銘板、表示板

各設備の銘板、表示板及び案内板（立入禁止、危険物も含む）は、本町との協議により最適なものを設置すること。

2. 1. 9 塗装

- 1) 耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体名と流れ方向を明記すること。
- 2) 配管の塗装については、ステンレス鋼管及び塩ビ管を除きすべて塗装すること。

2. 1. 10 その他

- 1) 停電等の非常時に速やかに対応できるものとする。
- 2) 改良工事に該当する設備機器には、必要な点検窓、掃除孔、マンホールを設け、これらのカバーは着脱容易な構造とすること。
- 3) 消耗品、部品等は、安全に点検、保守及び交換が容易な構造とすること。
- 4) 施設の作業環境は、常時良好に保つものとし、照明・換気・騒音・振動等十分に配慮すること。
- 5) 点検整備のため機械内部に作業員が入ることがあるものは、確実な安全装置を設けること。
- 6) 粉じんが発生する場所は、有効かつ適切な吸引・清掃設備を設け良好な作業環境を確保すること。

第2節 受入供給設備

2. 2. 1 ごみクレーン

- 1) 形式 油圧バケット付天井走行クレーン
- 2) 数量 2基
- 3) 主要項目
 - 吊上荷重 2.25t
 - 定格荷重 0.75t
 - バケットつかみ量 1.5m³

4) 工事内容

1基は更新し、もう1基はオーバーホールを実施すること。(2基ともにオーバーホールを実施すること。)

2. 2. 2 破砕機供給コンベヤ

- 1) 形式 エプロンコンベア
- 2) 数量 1基
- 3) 主要項目
 - 搬送能力 1.5t/h
 - 主要寸法 幅1.6m×高さ1.8m×機長4.0m
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
主軸 : S45C
 - 電動機 220V×1.5kW(変速装置付き)
 - 操作方式 遠隔・現場手動
- 4) 付帯機器 投入ホッパ(容量:2m³)
- 5) 工事内容

現在設置している3階ごみ投入フロアにおいて、チェーン及びバケットの取り替えを実施すること。

2. 2. 3 破砕機

- 1) 形式 二軸剪断式
- 2) 数量 1基
- 3) 主要項目
 - 処理能力 2.0t/h
 - 対象ごみ見掛比重 0.15~0.25t/m³
 - 投入口寸法 1.0m×1.3m
 - 破砕刃 φ480mm×厚さ50mm×25枚
 - 電動機 440V×4PX55kW
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
破砕刃 : 特殊鋼
シャフト : SCM440

操作方式 遠隔・現場手動

4) 工事内容

2階フロア（プラットホーム階）に設置し、本体及び予備軸の更新を実施すること。また、架台及び上下シュートの補修を実施すること。

2. 2. 4 破砕ごみ供給コンベヤ

1) 形式 エプロンコンベア

2) 数量 1基

3) 主要項目

搬送能力 1.5t/h

主要寸法 幅 1.0m×高さ 1.4m

機長 : 水平 13.2m×垂直 8.3m

主要部材質 ケーシング : SS400

主軸 : S45C

電動機 220V×3.7kW

操作方式 遠隔・現場手動

4) 工事内容

現在設置している2階フロア（プラットホーム階）において、更新を実施すること。

第3節 燃焼設備

2. 3. 1 焼却炉本体

- 1) 形式 流動床式焼却炉
- 2) 数量 1 基
- 3) 構造 自立型鉄骨構造
- 4) 主要項目
- 燃焼室容積 燃焼室 : 27.5m³
再燃焼室 : 47.4m³ (合計 74.9m³)
- 燃焼温度 800~950°C
- 燃焼室熱負荷 低質ごみ 208,884kJ/m³・h (49,891kcal/m³・h)
基準ごみ 370,293kJ/m³・h (88,443kcal/m³・h)
高質ごみ 365,550kJ/m³・h (87,310kcal/m³・h)
- ガス滞留時間 5.5 秒 (高質ごみ時)
- 主要寸法 燃焼室 : 幅 2.66m×奥行 2.8m×高さ 11.0m
- 主要部材質 SS400
- 流動砂 4 号珪砂
- 耐火材構成 下表による

場所	第1層	第2層	第3層
流動床部	耐火キャストブル (高アルミナ質) 150mm	断熱キャストブル 150mm	特殊断熱キャストブル 50mm
フリーボード部	高強度耐火キャストブル (高アルミナ質) 200mm	断熱キャストブル 100mm	特殊断熱キャストブル 50mm

※) 表中、第1層、第2層、第3層は炉内側からの順序とする。

5) 工事内容

更新等を実施すること。

2. 3. 2 散気装置

- 1) 形式 散気管式
- 2) 数量 1 炉分 (散気管 : 7 本)
- 3) 主要項目
- 炉床寸法 幅 1.66m×奥行 1.8m
- 炉床面積 2.988 m²
- 炉床燃焼率 418.3kg/m²・hr
- 燃焼空気温度 20°C
- 散気管材質 SUS304
- 散気ノズル材質 SUS316L
- 流動砂容量 7m³

4) 工事内容

更新を実施すること。

2. 3. 3 給じん装置

1) 形式 2軸スクリュ式

2) 数量 1基

3) 主要項目

搬送能力 1.25t/h

主要寸法 幅0.8m×高さ3.1m×長さ5.4m

主要部材質 ケーシング : SS400

主軸 : S45C

電動機 220V×4P×5.5k1V (変速装置付き)

操作方式 遠隔・現場手動

4) 付帯機器 レベル計

5) 工事内容

架台・シャフトを流用し更新を実施すること。また、下伸縮継手の更新を行うこと。

2. 3. 4 投入ダンパ

1) 形式 フラップ式

2) 数量 1基

3) 主要項目

駆動方式 エアシリンダ方式

主要寸法 幅0.7m×奥行0.6m×高さ0.9m

主要部材質 SS400

操作方式 遠隔・現場手動

4) 工事内容

更新を実施すること。

2. 3. 5 焼却残渣コンベヤ

1) 形式 2軸スクリュ式

2) 数量 1基

3) 主要項目

搬送能力 1.5t/h

主要寸法 ϕ 0.3m×長さ3.8m

主要部材質 ケーシング : SS400

スクリュ : SUS304

電動機 220V×4P×2.2kW (変速装置付き)

操作方式 遠隔・現場手動

4) 工事内容

更新を実施すること。

2. 3. 6 振動スクリーン

- 1) 形式 振動式
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - 搬送能力 1.5t/h
 - 主要寸法 幅 1.3m×長さ 3.0m×高さ 2.2m
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
ルーバー網、トラフ : SUS304
 - 電動機 220VX6P×2.2kW
 - 操作方式 遠隔・現場手動
- 4) 工事内容
ベースを流用し更新を実施すること。

2. 3. 7 砂循環コンベヤ

- 1) 形式 バケットコンベヤ
- 2) 数量 2 基
- 3) 主要項目
 - 搬送能力 1.5t/h
 - 主要寸法 幅 0.4m×高さ 0.6m
機長 : (一次) 水平 4.2m×垂直 2.1m、(二次) 水平 5.5m×垂直 12.0m
 - 主要材質 ケーシング : SS400
主軸 : S45C
 - 電動機 (一次) 220V×4P×1.5kW (二次) 220V×4P×2.2kW
 - 操作方法 遠隔・現場手動
- 4) 工事内容
2 基ともに更新を実施すること。

2. 3. 8 砂貯留槽

- 1) 形式 鋼板製角形
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - 貯留容積 4m³
 - 主要寸法 幅 2.3m×長さ 3.0m×高さ 2.1m
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
スクリュ主軸 : S35C
 - 電動機 220V×4P×1.5kW
 - 操作方式 遠隔・現場手動
- 4) 付帯機器 ならし機
- 5) 工事内容
流動砂を更新すること。

2. 3. 9 送油ポンプ

1) 形式 . . .

2) 数量 . . .

3) 主要項目

搬送能力 . . .

主要寸法 . . .

主要材質 . . .

電動機 . . .

4) 工事内容

1 基のみ更新を実施すること。

第4節 燃焼ガス冷却設備

2.4.1 ガス冷却室

- 1) 形式 水噴射式
- 2) 数量 1基
- 3) 構造 自立型鋼板製耐火ライニング構造
- 4) 主要項目
 - 容積 45.8m³
 - 出口温度 300℃
 - 蒸発熱負荷 低質ごみ 115,924kJ/m³・h (27,688kcal/m³・h)
基準ごみ 150,884kJ/m³・h (36,038kcal/m³・h)
高質ごみ 153,162kJ/m³・h (36,582kcal/m³・h)
 - 主要寸法 冷却室 : φ2.7m×高さ8.9m
 - 主要部材質 SS400
 - 耐火材構成 下表による

場所	第1層	第2層
ガス冷却室上部	耐酸キャストブル 200mm	断熱板 (シリカポード) 75mm
ガス冷却室下部	耐酸キャストブル 200mm	断熱板 (シリカポード) 50mm

※) 表中、第1層、第2層はガス冷却室内側からの順序とする。

- 5) 付帯機器 ダスト排出装置
- 6) 工事内容
 - 配管を含む耐火物及びスクレーパの更新を実施すること。

2.4.2 ガス冷却室噴射水加圧ポンプ

- 1) 形式 多段渦巻ポンプ
- 2) 数量 2基 (内1基予備)
- 3) 主要項目
 - 吐出量 6m³/h
 - 全揚程 2.1MPa
 - 主要部材質 ケーシング : FC200
インペラ : BC6
 - 電動機 220V×2P×11kW
 - 操作方式 遠隔・現場手動
- 4) 付帯機器 圧力計、フート弁、逆止弁
- 5) 工事内容
 - 2基ともに更新を実施すること。

2. 4. 3 減温塔

- 1) 形式 水噴射式
- 2) 数量 1 基
- 3) 構造 自立型鋼板製
- 4) 主要項目
 - 容積 46.2m³
 - 出口温度 180°C
 - 蒸発熱負荷 低質ごみ 33,859kJ/m³・h (8,087kcal/m³・h)
基準ごみ 40,227kJ/m³・h (9,608kcal/m³・h)
高質ごみ 39,909kJ/m³・h (9,532kcal/m³・h)
 - 主要寸法 冷却室 : φ2.8m×高さ7.5m
 - 主要部材質 耐硫酸腐食鋼
- 5) 付帯機器 ダスト排出装置
- 6) 工事内容
配管及び耐火物の補修及びスクレーパの更新を実施すること。

2. 4. 4 減温塔スプレーポンプ

- 1) 形式 片吸込渦巻ポンプ
- 2) 数量 2 基 (内 1 基予備)
- 3) 主要項目
 - 吐出量 40L/min
 - 全揚程 45m
 - 主要部材質 ケーシング : FC200
インペラ : BC6
 - 電重力機 220V×2P×2.2kW
 - 操作方式 遠隔・現場手動
- 4) 付帯機器 圧力計、フート弁、逆止弁
- 5) 工事内容
1 基更新を実施すること。

第5節 排ガス処理設備

2. 5. 1 バグフィルタ

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1) 形式 | ろ過式集じん機 |
| 2) 数量 | 1 基 |
| 3) 主要項目 | |
| 処理ガス量 | 14,000Nm ³ /h |
| 入口ガス温度 | 180℃ |
| ろ過面積 | 534 m ² |
| ろ布寸法 | φ164×L5, 900×176 本 |
| ろ布材質 | 特殊ガラス繊維 |
| 払い落とし方式 | 自動差圧検知パルスジェット式 |
| 主要部材質 | SS400 |
| 4) 付帯機器 | 逆洗装置、ダスト排出装置、加温装置、切替ダンパ |
| 5) 工事内容 | |

クリーンルーム塗装及びパルス管取替を実施すること。また、ろ布・リテーナと入口バイパスダンパの更新を実施すること。

2. 5. 2 有害ガス除去装置

- | | |
|---------|-----|
| 1) 形式 | ... |
| 2) 数量 | |
| 3) 主要項目 | ... |
| 4) 付帯機器 | ... |
| 5) 更新内容 | |

更新を実施すること。

第6節 排水処理設備

2. 6. 1 排水処理装置

- 1) 形式 . . .
- 2) 数量 . . .
- 3) 主要項目 . . .
- 4) 付帯機器 . . .
- 5) 補修内容

補修を実施すること。

第7節 通風設備

2. 7. 1 流動・燃焼用送風機

- 1) 形式 ターボ型
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - 風量 85m³/min (at20°C)
 - 風圧 20.6kPa
 - 回転数 3,550rpm
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
 インペラ : 高張力鋼
 シャフト : S45C
 - 電動機 220V×2P×55kW
 - 操作方式 遠隔手動
- 4) 付帯機器 吐出ダンパ
- 5) 工事内容
 オーバーホールを実施すること。また、コントロールモータの更新を実施すること。

2. 7. 2 煙道

- 1) 形式 溶接鋼板製
- 2) 数量 1 炉分
- 3) 主要項目
 - 風速 15m/s 以下
 - 主要部材質 SS400
 - 保温 ロックウール
- 4) 付帯機器 伸縮接手
- 5) 補修内容
 補修を実施すること。

第8節 灰出設備

2. 8. 1 不燃物搬送コンベヤ

- 1) 形式 ...
- 2) 数量 2 基
- 3) 主要項目 ...
- 4) 付帯機器 ...
- 5) 工事内容

一次及び二次ともに更新を実施すること。

2. 8. 1 不燃物バンカ

- 1) 形式 鋼板製角型ゲート式
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目 ...
- 4) 付帯機器 ...
- 5) 工事内容

補修を実施すること。

2. 8. 3 ダストコンベヤ

- 1) 形式 チェーンコンベア
- 2) 数量 3 基
- 3) 主要項目
 - 搬送物 〈No.1・2〉 ガス冷却室・減温塔ダスト、〈No.3〉 バグフィルタダスト
 - 搬送能力 〈No.1・2〉 0.7m³/h (0.3~1.0t/m³)、〈No.3〉 1.34m³/h (0.3t/m³)
 - 主要寸法 機長：〈No.1〉 水平 12m、〈No.2・3〉 水平 6m×垂直 11m
 - 主要部材質 ケーシング : SS400
チェーン : SCM435
 - 電動機 〈No.1〉 440V×1.5kW、〈No.2・3〉 440V×2.2kW
 - 操作方式 遠隔手動、現場手動
- 4) 付帯機器 過負荷保護装置
- 5) 工事内容

3 基ともに更新を実施すること。

2. 8. 4 飛灰処理装置

- 1) 形式 キレート処理方式
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - 搬送能力 ...
- 4) 構成機器
 - ダストサイロ 2 基

集合コンベヤ	1基
混練機	1基
キレートポンプ	2台
添加水ポンプ	2台
養生コンベヤ	1基

5) 工事内容

各機器の更新等を実施すること。

第9節 共通設備

2. 9. 1 空気圧縮機

- 1) 形式 ...
- 2) 数量 ...
- 3) 主要項目 ...
- 4) 付帯機器 ...
- 5) 工事内容

更新を実施すること。

第10節電気設備

2. 10. 1 配電盤設備

- 1) 形式 . . .
- 2) 数量 . . .
- 3) 主要項目 . . .
- 4) 付帯機器 . . .
- 5) 工事内容

部品交換を実施すること。

2. 10. 2 現場制御操作盤

- 1) 形式 . . .
- 2) 数量 . . .
- 3) 主要項目 . . .
- 4) 付帯機器 . . .
- 5) 工事内容

PLCの部品交換を実施すること。

2. 10. 3 照明設備

1) 照明設備補修

本工事において、各機械設備の交換・増設において照度が不足する箇所には照明を移設または増設し、十分な明るさを確保するものとし、補修対象設備は下記とする。

- (1) プラットホーム水銀灯

第 1 1 節計装設備

2. 11. 1 計装機器

設備の高効率化及び能力回復・延命化を目的として、必要な機器の更新を行うものとする。

- (1) 記録計
- (2) パソコン
- (3) プリンター

2. 11. 2 公害監視装置

- 1) 数量 1 基
- 2) 測定対象および測定原理
 - ①窒素酸化物 非分散赤外線方式
 - ②硫黄酸化物 非分散赤外線方式
 - ③一酸化炭素 非分散赤外線方式
 - ④酸素 ジルコニア方式
 - ⑤塩化水素 波長非分散方式
 - ⑥ばいじん 静電誘導方式
- 3) 測定箇所 煙突入口煙道
- 4) 出力値 瞬時値、換算瞬時値、換算移動平均値

第3編 長期包括運営事業に関する要求水準

本施設に搬入される可燃ごみを施設の基本性能を発揮させつつ適正処理を図るため、安全かつ効率的・安定的に施設の維持管理に努めるものとし、本町が実施するその他業務に支障を来さないようにすること。

第1章 運営に関する基本的事項

第1節 特記事項

1. 1. 1 適用範囲

長期包括運営事業に関する要求水準は、本町が、長期包括運営事業を受注する運営事業者に対して要求するサービス水準を示すものである。

1. 1. 2 基本事項

1) 業務内容

長期包括運営事業における業務は、本施設に関する搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務及びその他関連業務である。

具体的な業務項目は、第3章～第10章に示す。

2) 長期包括運営事業期間

運営準備期間：運営業務委託契約締結の日から平成31年3月31日まで

運営事業期間：平成31年4月1日から平成 年 月 日まで

3) 対象施設及び設備

対象となる施設は「第1編 1.6 本事業の対象施設」であり、運転維持管理の対象設備は、次の(1)～(9)のとおりである。

- (1) 受入供給設備（粗大ごみ破碎機含む）
- (2) 燃焼設備
- (3) 燃焼ガス冷却設備
- (4) 排ガス処理設備
- (5) 通風設備
- (6) 排水処理設備
- (7) 電気設備及び計装設備
- (8) 土木建築設備
- (9) 動物炉設備

ピット、プラットホーム、煙突、受電設備、粗大ごみ破碎施設、工場棟・管理棟建築物について、大規模な改修工事が必要となった場合は、本町と協議のうえ、その対応を決定するものとする。なお、現行の長期包括整備運営管理事業の範囲外として実施した工事は、以下とおりである。

- ・外壁改修工事（平成22年度実施）
- ・煙突内筒整備工事（平成24年度・平成27年度実施）
- ・高圧受電設備改修工事（平成25年度実施）

- ・粗大ごみ破碎機油圧配管修繕工事（平成 26 年度実施）
- ・粗大ごみ破碎施設更新工事（平成 27 年度実施）
- ・水道管漏水復旧工事（平成 27 年度実施）
- ・煙突外筒整備工事（平成 28 年度実施）
- ・プラットホーム側溝改修工事（平成 28 年度実施）

4) 運転管理項目

季節、気候、昼夜を問わず、年間を通じて支障なく安定的にごみ処理を行うための主な運転管理項目を以下に示す。

- (1) 計量及び違反ごみ受け入れ監視、投入箇所指示及び誘導、本町への違反者報告
- (2) 各設備の運転操作及び監視
- (3) 各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整
- (4) 各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整
- (5) 各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理
(基幹的設備改良工事は第 2 編に含む)
- (6) 電気・計装設備の日常保守点検
- (7) 燃料・薬品類・油脂類等の調達・調合・充鎮・交換
- (8) 運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測
- (9) 各設備の定期点検整備（法定点検を含む）
- (10) 施設内外の清掃（槽内清掃を含む）
- (11) 植栽等への散水、剪定作業
- (12) 各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出
- (13) その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- (14) 災害時における対応
- (15) 作業時間外における警備保障会社からの異常警報・通報への対応
- (16) 搬入される全てのごみの可燃・不燃等選別
- (17) 動物炉の運転
- (18) 粗大ごみ破碎処理

1. 1. 3 費用負担

長期包括運営事業に伴う必要な経費の分担は次のとおりとする。ただし、本分担以外に費用負担が発生した場合は、双方協議のうえ負担する者を決定する。

1) 運営事業者が負担する経費

- (1) 運転員人件費
- (2) ユーティリティ費
 - ①電気料金
 - ②水道料金
 - ③燃料費（灯油・重油・LPG等）
 - ④薬品費（分析試薬を含む）
- (3) 定期点検整備費、維持修繕費
 - ①空調設備点検費

- ②トラックスケール法定点検及び検査費用
- ③し尿浄化槽の清掃
- ④焼却施設の維持補修
- ⑤施設のインフラ（電気・水道・ガス・通信等）設備の維持補修
- (4) 公害測定等公的検査費（第三者機関）
 - ①ごみ質分析費
 - ②排ガス分析費
 - ③悪臭分析費
 - ④振動・騒音測定費
 - ⑤処理ダスト分析費
 - ⑥作業環境測定費
- (5) 手数料の徴収事務
- (6) 警備保障委託費
- (7) 環境整備費（専有部分の樹木剪定・草刈り等）
- (8) 施設清掃費（床ワックス掛け・外部窓拭き等）
- (9) 通信費及び通信設備費
- (10) 事業所経費（事務所等は無償貸与）
- (11) 労務経費
- (12) 油脂類・ベルト等機器消耗品費（建築設備及び事務所消耗品を含む）
- (13) 自主点検、自主分析計測費
- (14) その他本事業を履行するために必要な一切の経費
- 2) 本町が負担する経費（長期包括運営事業範囲外）
 - (1) 本施設へのごみの搬入（収集運搬委託）費
 - (2) 焼却残さ及び処理飛灰の場外搬出及び処分費
 - (3) 不燃物及び資源物の場外搬出及び処理・処分費
 - (4) 土木建築設備の漏水、防食対策、クラック等補修費
 - (5) 外部委託費等
 - ①電気保安協会委託費
 - ②モニタリング業務委託費
 - ③火災保険料（第3編第10章10.1.11 損害賠償参照）

第2節 一般事項

1. 2. 1 基本方針

本施設の運営管理等にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 廃棄物処理事業を実施するにあたって、今後も廃棄物処理の安定性・安全性を継続して確保するとともに、効率的に実施していくことを基本とする。
- (2) 施設の定期補修及び大規模補修にあたっては、関係法令を遵守するとともに確実に基本性能（「1. 2. 11 施設の性能維持」参照）を発揮させることを担保できるものとする。
- (3) これまで本町が取り組んできた周辺環境保全対策を継続することを前提として事業を実施する。
- (4) 今後の施設の運営管理に必要な財政的な負担については、様々な工夫を行って極力縮減するとともに、特に経年的な変動を極力抑え平準化することを優先する。

1. 2. 2 長期包括運営事業に関する要求水準の遵守

要求水準書に記載された要件について、運営事業期間中にわたり遵守すること。

1. 2. 3 関係法令等の遵守

運営事業期間中、長期包括運営事業に関する要求水準に定めるものの他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法及び参考として示す以下の関係法令等（最新版に準拠）を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ごみ処理施設性能指針
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 電気事業法
- ・ 計量法
- ・ 日本工業規格（J I S）
- ・ 消防法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 作業環境測定法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法（P L法）
- ・ その他関係法令、規則、規格、基準、要綱、要領、指針等

1. 2. 4 住民及び事業者対応

本施設の適切な運営を行うことにより、周辺住民及び事業者の信頼と理解及び協力が得られるよう努めること。なお、本町が必要と認めた場合には、周辺住民及び事業者との協議の場等に出席し、本町の補助として対応すること。

1. 2. 5 関係官公署の指導等

運営事業期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は「忠岡町クリーンセンター長期包括運営業務委託契約書」（以下、「運営業務委託契約書」という。）に定める。

1. 2. 6 官公署等申請への協力

本町が行う運営管理等に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本町の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。

なお、運営管理に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

1. 2. 7 本町及び所轄官庁への報告・協力

本施設の運営管理等に関して、本町の指示に従うこと。また、本町及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本町の指示に基づき対応すること。

1. 2. 8 他事業等への協力

本施設及び周辺等で本町が行う他事業等に対し、本町の要請に基づき協力すること。

1. 2. 9 本町の検査等

本町が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営管理等全般に対する立入検査等を行う時は、その検査・監査等に全面的に協力し、本町が要求する資料等を速やかに提出すること。

1. 2. 10 マニュアル及び計画書の作成

長期包括運営事業の遂行において、運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、本町との協議により作成すること。なお、本町との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに本町の承諾を得ること。

1. 2. 11 施設の性能維持

基幹的設備改良工事竣工時点で本施設が発揮している性能を運営事業期間中に維持すること。

なお、長期包括運営事業に関する要求水準に示す施設の基本性能とは、基幹的設備改良工事竣工時点において、基幹的設備改良工事に係る要求水準に基づいて工事請負事業者から提出される実施設計図書及び完成図書に示されるものである。

- ・基幹的設備改良工事に係る要求水準に基づいて、工事請負事業者から提出される実施設計図書及び完成図書

1. 2. 12 処理対象物

1) 処理対象物

長期包括運営事業における処理対象物は以下のとおりである。

- (1) 可燃性ごみ : 収集ごみ、直接搬入ごみ
- (2) 破碎可燃ごみ : 粗大ごみ破碎処理施設からの可燃性粗大ごみ

2) ごみの性状

項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	52	45	30
可燃分 (%)	38	46	62
灰分 (%)	10	9	8
低位発熱量 (kJ/kg)	4,609	8,171	11,523
(kcal/kg)	1,100	1,950	2,750
単位体積重量 (t/m ³)	0.25	0.20	0.15

※動物の死体を除いた性状を示す。

1. 2. 13 燃焼条件

長期包括運営事業に係る燃焼条件は以下のとおりである。

1) 燃焼条件

- (1) 炉内温度 燃焼室出口温度 : 800℃以上 950℃以下《目標値》850℃以上
- (2) 一酸化炭素濃度 煙突出口 : 100ppm 以下 (酸素 12%換算値)
- (3) 集じん機入口温度 200℃以下

1. 2. 14 公害防止基準

長期包括運営事業に係る公害防止条件は以下のとおりである。

1) 大気質 (O₂=12%換算)

- (1) ばいじん濃度 0.05g/m³N 以下 《目標値》0.03g/m³N 以下
- (2) 塩化水素濃度 50ppm 以下 《目標値》40ppm 以下
- (3) 硫黄酸化物排出量 55ppm 以下、K 値 : 1.17 以下 《目標値》40ppm 以下
- (4) 窒素酸化物濃度 250ppm 以下 《目標値》200ppm 以下
- (5) ダイオキシン濃度 1ng-TEQ/Nm³ 以下 《目標値》設定なし
- (6) 全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀) 50μg/m³N 以下 《目標値》設定なし

2) 騒音 (敷地境界線上において)

- (1) 朝 (6 : 00~8 : 00) 60dB 以下
- (2) 昼間 (8 : 00~18 : 00) 65dB 以下
- (3) 夕 (18 : 00~21 : 00) 60dB 以下
- (4) 夜間 (21 : 00~6 : 00) 55dB 以下

3) 振動 (敷地境界線上において)

- (1) 昼間 (6 : 00~21 : 00) 65dB 以下
- (2) 夜間 (21 : 00~6 : 00) 60dB 以下

4) 悪臭（敷地境界線上において）

(1) アンモニア	1ppm 以下
(2) メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
(3) 硫化水素	0.02ppm 以下
(4) 硫化メチル	0.01ppm 以下
(5) ニ硫化メチル	0.009ppm 以下
(6) トリメチルアミン	0.005ppm 以下
(7) アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
(8) スチレン	0.4ppm 以下
(9) 臭気濃度	30 以下

5) 焼却飛灰

大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を遵守すること。

(1) 水銀又はその化合物	0.005mg/1 以下
(2) カドミウム又はその化合物	0.1mg/1 以下
(3) 鉛又はその化合物	0.3mg/1 以下
(4) 六価クロム化合物	0.5mg/1 以下
(5) ヒ素又はその化合物	0.3mg/1 以下
(6) セレン又はその化合物	0.3mg/1 以下
(7) ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

1. 2. 15 ユーティリティ条件

改良工事のユーティリティ条件に準じる。

(1) 電気	契約会社：関西電力 契約種別：高圧電力 BS-TOU 契約電力：445KW（H30.4 現在）
(2) 用水	口径 75mm
(3) 燃料	灯油（炉作動時、燃焼温度 800 度以下になった時） 重油（動物炉） LPG（炉及び風呂のバーナ作動時）
(4) 排水	ガス冷却水として利用するため無放流
(5) 薬品	消石灰 キレート剤 防虫剤

1. 2. 16 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、要求水準書に示す焼却処理量を著しく超える状況に対して、その処理を本町が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力しなければならない。その場合、廃棄物の処理処分に伴う費用等については、本町と運営事業者の協議により別途定めるものとする。

なお、この廃棄物には、本町で発生するもののほか、本町が災害協定等を締結している他の自治体及び、本町の周辺自治体から発生するもののうち、本町が処理することが必要と認めるものも含むも

のとする。

ただし、受け入れる災害ごみ等の性状が著しく逸脱し、又は焼却処理することが困難であると認められる場合は、別途協議するものとする。

1. 2. 17 作成書類・提出書類

長期包括運営事業の実施に際し、要求水準書に規定される各業務（第3章より第10章の各業務）について、運営事業者自らの提案に基づき、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前（運営準備期間内）に本町に提出し、承諾を受けること。また、年間業務計画書を毎年度作成し、本町に提出すること。提出する事項等の内容は、本町と協議のうえ決定し、作成した計画に変更が生じる場合は、本町と協議のうえ変更することとする。

なお、現在の運転委託業者にて作成している様式等は、必要に応じて利用しても良い。

1. 2. 18 特定部品の調達

運営事業者は、本施設の性能の維持や維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとし、本施設の部品供給企業の特定部品もしくはその後継部品（以下「特定部品」という。）の調達及び産業財産権の使用に際し、部品供給企業の協力を求めることができる。

また、特定部品の定期点検、部品等の調達、補修工事について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、部品供給企業の協力により、合理的な条件で調達することができる。ただし、この規定は、部品供給企業からの調達を義務付けるものではなく、運営事業者が自らの責任において部品供給企業以外から調達することも認めるが、その場合、部品供給企業以外の企業から調達しても本施設の機能を維持できることを本町に説明するものとし、部品供給企業以外から調達することに関わる一切の責任は、運営事業者が負うものとする。また、それにかかる費用についても運営事業者が負うものとする。

運営事業者が部品供給企業以外から特定部品にかかる定期点検、部品等の調達、補修工事を調達する場合、本施設の機能を維持できることを本町に説明するとともに、当該調達先、調達時期等につき報告すること。

1. 2. 19 地域経済への配慮

運営管理に必要な各種資材・サービス等の調達・納品等に際しては、極力、町内に所在する地元企業を活用する等、運営事業期間中を通して地域経済へ貢献できるよう配慮すること。

1. 2. 20 工事請負事業者との連携

改良工事における施設停止期間中のごみの処理については、ごみピットの容量を勘案し施設の外部に持ち出さないこととし、工事請負事業者とあらかじめ協議し連携することにより、運営事業者の責任において対応することとする。

やむをえず、ごみを施設の外部に持ち出すこととなった場合は、本町と協議のうえ実施するものとし、その場合の費用は受注者がすべて負担する。なお、費用については、運営事業者と工事請負事業者とが協議し決定すること。

ただし、運営事業者は、工事請負事業者とともに工事期間に関して本町と協議し、本町はその期間中の直接搬入ごみの受け入れ制限等により、搬入量の調整を行うものとする。

また、改良工事に伴うかし担保期間以降に生じる施設の改善・補修に要する経費は、原則、運営事業者の負担とするが、必要に応じて、工事請負事業者と協議し責任の所在を明確にたうえで臨機に対応し、費用についてはその責任者が負担すること。

第3節 長期包括運営事業に関する事業条件

1. 3. 1 事業条件

本施設の運営管理は、要求水準の他、次の資料等に基づいて行うものとする。

- 1) 忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 基本契約書
- 2) 忠岡町クリーンセンター長期包括運営事業運営業務委託業務 委託契約書
- 3) 事業提案書及び関連する参考図書
- 4) 事業計画書及び関連する参考図書
- 5) その他本町の指示するもの

1. 3. 2 年間業務計画書等の変更

作成した年間業務計画書等の記載事項について、運営事業期間中に要求水準を満足しない個所が発見された場合には、運営事業者の責任において長期包括運営事業に関する要求水準を満足させるための変更を行うものとする。

1. 3. 3 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営管理することを妨げるものではない。また、要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営管理するために当然必要と判断されるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備させなければならない。

1. 3. 4 契約金額の変更

「1. 3. 2 提案書の変更」、「1. 3. 3 要求水準書記載事項」の場合、契約金額の増減等の手続は行わない。

1. 3. 5 運営管理の事前準備

運営事業者は運営管理の事前準備として以下の事項を実施すること。

- 1) 本町及び工事請負事業者と協議のうえ、運営準備期間中（運営業務委託契約締結の日から平成31年3月31日）に運転教育計画を作成し、本町の承諾を得たうえで、必要な運転教育を行うこと。
- 2) 運営準備期間中に本町及び既存の運転事業者等（運転委託事業者等）より本施設の運転等の引継ぎを受けること。

1. 3. 6 長期包括運営事業終了時の引渡条件

長期包括運営事業終了時において、以下の条件を満たしたうえで、施設を本町に引き渡すこと。

- 1) 設備機器等に大きな損傷が無く良好な状態であること。ただし、継続使用に支障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- 2) 長期包括運営事業期間終了後、本施設を1年間継続して使用することに支障のない状態とすること。なお、継続して使用することに支障のない状態とは、施設の水準を維持していくために通常必要となる補修を適宜施すことによって、施設を維持することができる状態とする。

3) 本町が長期包括運営事業に関する要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本町が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、本施設の取扱説明書（運営事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、運営事業者が提案した内容及び運営業務委託契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。

1. 3. 7 事業の変更

本町の都合により長期包括運営事業の内容の一部を変更する場合は、本町及び運営事業者は協議のうえ変更することとし、委託料及び運転期間についても別途協議し決定するものとする。

また、下記に示す条件が変更となった場合は、本町及び運営事業者は協議のうえ、委託料の変更を行うことができるものとする。

1) 搬入ごみ量の変更

第3編第4章4.1.2 運転条件に示す計画焼却処理量に対して10%以上の変動が生じた場合は、ユーティリティに係る部分の委託料の増減を行うことができる。

2) 電気料金の変更

平成30年4月における電力会社の料金に対して5%以上の変動が生じた場合は、電気料金の増減を行うことができる。

3) 水道料金の変更

平成30年4月における岸和田市上下水道局の料金に対して5%以上の変動が生じた場合は、水道料金の増減を行うことができる。

4) 燃料費の変更

平成30年4月における最新の原油価格のRIM価格に対して10%以上の変動が生じた場合は、燃料費の増減を行うことができる。

(5) その他の変更

社会情勢において薬品費、運転管理人件費、その他の諸物価に著しい変動が生じた場合は、下表のとおり委託料の増減を行うものとする。

対 象	基 準	基準年度/基準年月	見直し(変動)幅
搬入ごみ量	第3編 第4章 4.1.2 運転条件に示す計画焼却処理量	計画該当年度	±10%
電気料金	基本料金	平成30年4月	±5%
	使用料金		
水道料金	基本料金	平成30年4月	±5%
	使用料金		
燃料費	R I M価格	平成30年4月	±10%
有害ガス除去薬剤 (消石灰)	国内企業物価指数 窯業・土石製品	平成30年4月	±5%
上記以外の薬品	国内企業物価指数 化学製品		
消耗品	企業向けサービス価格指標 (日本銀行)	平成30年4月	±5%
運転管理人件費			
測定分析費			
補修工事費			
点検整備費			

第2章 運営管理体制の構築

第1節 組織計画

長期包括運営事業を実施するために必要な組織構成を計画すること。

- 1) 自らの提案に基づき、長期包括運営事業にかかる適切な組織構成を計画すること。
- 2) 総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者を配置すること。
- 3) 本施設の搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務及びその他関連業務等に応じた適切な組織構成を計画すること。
- 4) 長期包括運営事業を行うにあたり必要な有資格者及び人員を確保すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の兼任は可能とする。参考に必要な運営管理等資格者を示す。
 - ・ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
 - ・ クレーン特別教育修了者又はクレーン運転士免許の資格を有する者
 - ・ ガス溶接技能者
 - ・ 玉掛技能講習修了者
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - ・ 危険物取扱者乙種第四類又は甲種の資格を有する者
 - ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者又は特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
 - ・ ダイオキシン類作業従事者特別教育を受講した者
 - ・ フォークリフト運転技能講習修了者

第2節 運営管理の実施体制

2.2.1 連絡体制

平常時及び緊急時の本町等への連絡体制を整備し、報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。

2.2.2 雇用への配慮

1) 本施設の運営管理にあたっては、これまで行ってきた廃棄物処理事業の業務水準を確実に達成することが重要であるため、職員を雇用する場合にあつては、現に当該運転業務等を本町から委託されている事業者の職員の採用に配慮するよう努めること。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。参考として、現在の運転委託業者の業務内容及び人員体制を下表に示す。

2) 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

区 分	人 員	備 考
統括責任者	1名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の有資格者
電気技術者	1名	
機械技術者	2名	
機器整備員	4名	
運 転 員	12名	クレーン運転員含む
事務職員	1名	計量事務、一般事務
合 計	21名	

第3章 搬入管理業務

3. 1. 1 本施設の搬入管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、適切な搬入管理業務を行うこと。

3. 1. 2 搬入管理

- 1) 廃棄物等を搬入・搬出する車両及び積載物の管理を行うこと。
- 2) 直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、その搬入物が「1. 2. 13 処理対象物」及び本町が定める搬入基準に照らして、処理不適物に該当せず適正である場合のみに受入れを行うこと。また、適正でない場合はその理由を搬入者に対して説明すること。

3. 1. 3 計量

- 1) 廃棄物等を搬入出する車両を計量機において計量すること。

3. 1. 4 案内・指示

- 1) 搬入者に対し、搬入物の種類毎（資源物を含む）に、荷降ろし場所について案内・指示すること。
- 2) 焼却灰、飛灰、ダスト処理物等の各引取者に対して、積込場所について案内・指示すること。

3. 1. 5 処理手数料徴収

- 1) 本施設に粗大ごみ、事業系ごみを直接搬入しようとする者、及び動物死体を持ち込む者より、本町に代わり処理手数料を徴収すること。
- 2) 収納した処理手数料については、毎月15日及び末日締めとし、半月毎の報告書を作成したうえで速やかに本町に収納すること。

3. 1. 6 受付時間

- 1) 日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、下記に示す曜日及び受付時間については、計量機において受付・計量を行うこと。
- 2) 下記に示す曜日及び受付時間外についても、本町が事前に指示する場合は、受付・計量、案内・指示を行うこと。

○月・火・木・金曜日 : 午前8時30分～午後4時00分

○水曜日 : 午前7時00分～午後4時00分

○土曜日 : 午前7時00分～午後0時00分

3. 1. 7 搬入管理

- 1) 安全に搬入・搬出が行われるように、プラットホーム内及び本施設周辺において搬入・搬出車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- 2) 搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、正しくごみが分別されていない場合には、搬入者に対して説明すること。

- 3) 直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示を行うこと。
- 4) 本町が行う展開検査等に協力すること。
- 5) 可燃性粗大ごみについては、粗大ごみ破碎処理施設にて破碎後、ごみピットへ投入すること。
- 6) 遺失物調査の依頼があった場合には、本町の指示に従い、その調査に協力すること。

3. 1. 8 処理不適物の返還要領

- 1) 処理不適物について、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を説明すること。ただし、搬入者を特定できない場合については、本町が排除された処理不適物の処分を行うので、本町の指示に従い一時保管すること。

3. 1. 9 搬入管理業務に係るトラブル発生時の対応

- 1) 搬入管理業務において搬入・搬出者等とトラブルがあった場合、原則自らの責において対応のうえ本町に報告するものとする。ただし、必要に応じ本町の指示・協力を仰ぐことができるものとする。
- 2) 発生したトラブルへの対応の分担は「包括1：包括運営の責任役割分担表」に基づくものとする。

第4章 運転管理業務

4.1.1 本施設の運転管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、本施設の各設備を適切に運転し、基本性能（「1. 2. 11 施設の性能維持」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守しながら、搬入される廃棄物を適切に処理するとともに、安定的かつ経済的な運転に努めること。

4.1.2 運転条件

以下に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

1) 本施設による焼却

(1) 年度別計画焼却処理量

年度別計画焼却処理量は、下表に示す量を参考にして計画すること。参考として搬入量・焼却量予測を「包括2：ごみ搬入量・焼却量の予測」に示す。

単位：t/年

年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
焼却処理量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 年間運転日数

本施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。

- ・搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。
- ・炉の年間運転日数を可能な限り平準化すること。

(3) 運転時間

本施設の運転時間は24時間/日とすること。

(4) 処理対象物の性状

本施設には多様なごみが搬入されるので、均質化と均一化を図るため、運営事業者はごみピット内での攪拌を十分に実施すること。参考としてごみ質分析実績を「包括3：ごみ質分析の実績」に示す。

(5) 燃焼条件及び公害防止条件

「1. 2. 13 燃焼条件」及び「1. 2. 14 公害防止条件」参照。

(6) ユーティリティ条件

「1. 2. 15 ユーティリティ条件」参照。参考として、平成29年度の用益使用量実績を「包括4：施設における用益使用量の実績」に示す。

(7) 車両等

運転管理等に必要な車両は、運営事業者が本施設の運転管理、維持管理に支障のないものを用意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、本施設の運営管理に支障のない車両を選定すること。

(8) 敷地の使用

運営事業期間中、運営事業者は無償で本施設の敷地内を使用できるが、一部に共用部分があるため、資材保管場所や工事用仮設場所等として敷地を利用する場合は、使用する期間及び範囲に

ついて本町に報告し、本町の承諾を得ること。

(9) 車両動線

緊急時の動線については、運営事業者の責任で計画し、必要に応じて本町へ報告すること。

2) 動物炉による焼却

- (1) 対象物 : 動物の死体
- (2) 処理方式 : 動物炉による焼却
- (3) 計画処理量 : 年間 120 頭程度

3) 粗大ごみ破砕処理施設による粗大ごみの破砕

- (1) 施設規模 : 5t/日 (1 基)
- (2) 処理方式 : 破砕

4. 1. 3 搬入物の性状分析

本施設に搬入された廃棄物について、「第3編第6章 環境管理業務」に示す内容で定期的に分析・管理を行うこと。参考として、搬入されるごみの分析実績を「包括3 ごみ質分析の実績」に示す。

4. 1. 4 可燃性粗大ごみの処理

- 1) 粗大ごみ破砕処理施設の運転を行い、搬入される可燃性粗大ごみの処理を行うこと。
- 2) 処理不能・処理不適な搬入物については、運営事業者の責任でこれらを処理前に除去すること。

4. 1. 5 適正処理

- 1) 搬入された廃棄物を関係法令、公害防止条件等を遵守したうえで適切に処理すること。
- 2) 本施設から排出される焼却灰、飛灰、ダスト処理物等を関係法令、公害防止条件、搬出先の受入条件を満たすように適切に処理し、そのことを確認すること。

4. 1. 6 適正運転

本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを、施設に備え付ける公害監視装置のデータや、本町が実施する検査等及び運営事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果によって確認すること。

4. 1. 7 搬出物の性状分析

本施設から搬出される、焼却灰・飛灰・ダスト処理物等について、定期的に分析・管理を行うこと。

4. 1. 8 搬出車両への積込

- 1) 本施設から排出される焼却灰・飛灰・ダスト処理物等を本町が指定する搬出車両へ積込むこと。
- 2) 運搬時に搬出車両から焼却灰・飛灰・ダスト処理物等が落下・飛散しないように積込を行うこと。
- 3) 本施設より発生する焼却灰・飛灰・ダスト処理物等の貯留量を把握し、貯留量の管理を行うこと。

4. 1. 9 運転計画の作成

本町と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年度ごとの年間運転計画を、

1. 2. 17 に示す年間業務計画書として提出し、本町の承諾を得ること。

4. 1. 10 用役、予備品、消耗品、各種物品、備品の調達・管理

1) 本施設の運営管理に必要なとなるすべての用役、予備品、消耗品、各種物品、備品は、経済性を考慮し調達したうえで、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

2) 本施設の運営管理に必要なとなる工具、測定器、器具等は、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3) 下記の用役については、運営事業者が供給事業者等と直接契約し、調達及び料金の支払いを行うこと。

(1) 電気

(2) 水道

(3) 燃料（灯油、重油、LPG）

4) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・納品等に際しては、極力、町内に所在する地元企業を活用する等、運営事業期間中を通して地域経済へ貢献できるよう配慮すること。

4. 1. 11 事務所の使用

1) 運営事業者が事業遂行に必要な居室は、本町の業務に支障のない範囲において事業期間中は無償で使用できるものとするが、清掃等使用上の管理及び損傷等の弁償は、運営事業者が行うこと。

2) 事業が満了する6ヶ月前までに、本町の立会いのうえ検査を受けなければならない。

4. 1. 12 重機類の調達・管理

1) クリーンセンター内で使用するフォークリフト等の重機については、運営事業者において調達するものとし、使用に係る経費についても運営事業者において負担すること。

2) 調達した重機の種類等について、本町に届出すること。

第5章 維持管理業務

5. 1. 1 本施設の性能維持

- 1) 運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、本施設の設備機器及び建物等を適切に管理し、運営事業開始時点で本施設が発揮している性能を運営事業期間にわたり維持すること。ただし、運営事業者が自らの判断で施設を改造した場合、運営事業者の責任において性能を維持する（第三者機関により確認）ものとする。
- 2) 休止している設備・装置については、運営事業者の維持管理業務の範囲から除外するが、定期的な目視による状況確認を行い、本施設の運営管理及び安全に支障が認められる場合は本町へ報告すること。

5. 1. 2 点検・検査、補修及び機器更新の考え方

- 1) 維持管理業務に含まれる補修・機器更新とは、本施設の性能を維持するために必要となる機器の補修・更新である。
- 2) 運営事業期間中の点検・検査、補修及び機器更新の実施項目、時期については、年度ごとに年間修繕計画として1. 2. 17 に示す年間業務計画書として提出し、本町の承諾を得ること。

5. 1. 3 点検・検査の実施

- 1) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- 2) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本町との協議による年数保管とすること。
- 3) 点検・検査結果報告書を作成し、本町に提出すること。参考として、従来行っている点検・検査項目を「包括5：既存施設で実施している点検・検査項目」に示す。
- 4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、原則として、同時に休止を必要とする設備機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

5. 1. 4 補修の実施

- 1) 各設備機器の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本町との協議による年数保管すること。
- 2) 運営事業者が行うべき補修の範囲は、下表及び以下のとおりとする。
 - (1) 点検・検査結果に基づき、設備の性能を維持するための部品取替、調整
 - (2) 設備が故障した場合の修理、調整
- 3) 本施設の設計・施工に起因する故障及び不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・津波・騒乱・暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、本町又は運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできないことをいう）による損傷が発生した場合、運営事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく本町に報告すること。
- 4) 補修に要する部品・材料の調達については、原則として設計時と同一のものを使用すること。変更する場合には、本町の承諾を得ること。
- 5) 補修実施後速やかに補修結果報告書を作成し、本町へ提出すること。

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ●部分的な分解、点検・検査 ●給油・調整・部分取替 ●精度検査等 	
		性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→精度チェック	
		機器の更新により施設の性能を維持する。	機器の耐用度・消耗状況に応じた機器の更新・取替	
	予防修理	異常の初期段階に、不具合個所を早急に処理する。	日常保全及び点検で発見した不具合個所の修理	
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

5. 1. 5 機器更新の実施

- 1) 運営事業期間内における本施設の性能を維持するために更新となる機器については、運営事業者の費用と責任において、機器の耐久度・損耗状況に応じて機器の更新を行うこと。
- 2) 更新後は、機器更新結果報告書を作成し、本町に提出すること。
- 3) 各設備機器の更新に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本町との協議による年数保管すること。
- 4) 法令改正、災害等の不可抗力により必要となる機器更新は、運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。

5. 1. 6 建築設備の保全

- 1) 本町が管理する範囲（建築物等を含む）で異常を発見した際は、本町へ連絡すること。

5. 1. 7 改良保全

運営事業者及び本町は、本施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、改良保全の提案が行われた場合、改良保全の可否、内容及び条件について協議する。

なお、運営事業者が本施設の改良保全に関する計画を提案する際には、当該改良保全が本施設に及ぼす影響について、本施設プラントメーカー及び工事請負事業者（基幹的設備改良工事の設計施工メーカー）と協議のうえ提案すること。

本事業期間が終了したときは、運営事業者は自己の責任と費用により、速やかに改良保全を実施した箇所を当初設備に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならないが、本町が運営事業者に対し、別段の指示を行なった場合はこの限りではない。

第6章 環境管理業務

6. 1. 1 本施設の環境管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な環境管理業務を実施すること。

6. 1. 2 公害防止条件の遵守

- 1) 運営・維持管理にあたり、関係法令、公害防止条件等を遵守すること。そのために、自主管理指標として「目標値」を設定し、目標値を超えた場合には速やかに本町に報告するとともに適切に対応すること。
- 2) 法改正等により関係法令、公害防止条件が変更になる場合は、本町と協議すること。

6. 1. 3 遵守状況の確認

- 1) 運営事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために、以下の【分析及び計測の項目・頻度等】に沿って実施すること。必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた年度ごとの環境管理計画を1. 2. 17に示す年間業務計画書として提出し、本町の承諾を得ること。

なお、以下に示した項目以外で運営事業者が環境管理のために必要となる項目があれば追加しても良い。

- 2) 環境管理計画に基づいて必要な計測・分析を行うこと。なお、計測・分析及び精密機能検査は、法的資格を有する第三者機関により実施すること。
- 3) 本施設に備え付ける公害監視装置のデータ、実施する計測・分析結果及び本町が実施する環境・施設モニタリング結果をもとに公害防止条件等の遵守状況を確認すること。
- 4) 公害防止条件等の遵守状況について本町に報告すること。
- 5) 焼却飛灰について大阪湾広域臨海環境整備センターの受入検査により受入基準に適合しないと判断された場合は、当該焼却飛灰を本施設において再処理すること。また、その際に発生する運搬費用等は、すべて運営事業者の負担とする。

【分析及び計測の項目・頻度等】

1) ごみ質分析

- (1) 測定項目 第3節 第1章 第2節 1.2.13に示す項目
- (2) 測定場所 ホッパー階
- (3) 測定回数 4回/年

2) 排ガス分析

- (1) 測定項目 第3節 第1章 第2節 1.2.15に示す項目
- (2) 測定場所 最終測定口
- (3) 測定回数 2回/年（ダイオキシン類は1回/年、全水銀は1回/6か月）

3) 悪臭分析

- (1) 測定項目 第3節 第1章 第2節 1.2.15に示す項目
- (2) 測定場所 敷地境界 2地点（当日風上及び風下）
- (3) 測定回数 1回/年×2地点

4) 振動・騒音測定

- (1) 測定項目 第3編 第1章 第2節 1. 2. 15 に示す項目
- (2) 測定場所 敷地境界 2地点
- (3) 測定回数 1回/年×2地点×各時間帯

5) 処理ダスト分析

- (1) 測定項目 第3編 第1章 第2節 1. 2. 15 に示す項目
- (2) 測定場所 処理ダストバンカ
- (3) 測定回数 5回/年（そのうち2回は公定検査を実施。測定時期は協議にて決定。）

6) 作業環境測定

- (1) 測定項目 粉じん、ダイオキシン類
- (2) 測定場所 工場棟内 労働安全衛生法で定める作業環境測定場所
- (3) 測定回数 2回/年×上記の場所

第7章 情報管理業務

7. 1. 1 本施設の情報管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、関係法令等を遵守した適切な情報管理業務を実施すること。また、個人情報の取扱いについては、運営業務委託契約書に定める事項を遵守すること。

なお、参考として現在の運転委託業者にて作成している帳票を、「参考1：施設運営における帳票」に示す。

7. 1. 2 本施設の情報管理計画

施設の運営・維持管理の履行結果を正確に記載した月次及び年次の業務報告書を作成し、提出すること。なお、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本町と協議のうえ決定すること。

1) 運転記録報告

施設の廃棄物・資源化物の搬入・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報等を記載した運転管理に関する業務報告書を作成し、提出すること。

2) 点検・検査報告

施設の点検・検査結果を記載した点検・検査に係る業務報告書を作成し、提出すること。

3) 補修・整備報告

施設の補修・整備結果を記載した補修・整備に係る業務報告書を作成し、提出すること。

4) 環境管理報告

施設の環境保全状況及び作業環境保全状況を記載した環境管理に係る業務報告書を作成し、提出すること。

5) 施設情報報告

施設に関する各種マニュアルや、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。また、機器の改良や更新により、本事業の対象施設に変更が生じた場合は、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

6) その他管理記録報告

本施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本町が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成し、提出すること。

第8章 安全衛生管理業務

8. 1. 1 本施設の安全衛生管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、本施設における労働災害の防止と衛生の確保及び従事者の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- 1) 労働災害の防止を促進すること。
- 2) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業場における労働者の安全と健康を確保すること。
- 3) 快適な職場環境の形成を促進すること。

8. 1. 2 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 本施設の運営において、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。なお、法改正等により労働安全衛生法等関係法令が変更される場合は、本町と協議すること。
- 2) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、長期包括運営事業及びダイオキシン類へのばく露防止の上で必要な管理者、組織等を整備すること。
- 3) 整備した安全衛生管理体制について本町に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。
- 4) 作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、適切に管理すること。
- 6) 日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本町及び工事請負事業者と協議のうえ、本施設の改善を提案すること。
- 7) 従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 8) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本町に連絡し、本町の参加について協議すること。
- 9) 本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。

第9章 防災管理業務

9. 1. 1 本施設の防災管理業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件を踏まえ、関係法令等を遵守した適切な防災管理業務を実施すること。

9. 1. 2 二次災害の防止

本施設全体の防災に努め、災害・機器の故障・停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

9. 1. 3 緊急時の対応

緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定め、緊急時には適切な対応を行うこと。

9. 1. 4 自主防災組織の整備

台風・大雨・地震・火災・事故・従事者等の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察・消防・本町等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。

9. 1. 5 防災訓練の実施

緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を行うこと。

9. 1. 6 事故報告書の作成

事故が発生した場合、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本町に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本町に報告すること。

第10章 その他関連業務

10. 1. 1 本施設の関連業務

運営事業者は、「1. 2. 17 作成書類・提出書類」の事業実施計画書及び「1. 3. 1 事業条件」の事業条件、自ら提案する仕様、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

10. 1. 2 清掃

本施設は清掃を行って常に清潔に保つこと。

10. 1. 3 防火管理

- 1) 消防法等関係法令に基づき対象施設の防火上必要な体制を整備すること。なお、関係機関との協議により、運営事業者において防火管理者を設置することとなった場合はこれに応ずること。
- 2) 整備した防火管理体制について本町に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。
- 3) 防火管理は、本施設内とする。
- 4) 防火管理上、問題がある場合は、本町と協議のうえ、改善を行うこと。
- 5) 同一敷地内の本施設以外の火災時は、運営事業者は本町と協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。

10. 1. 4 警備・防犯

- 1) 警備・防犯体制を整備し、本施設の警備を実施すること。
- 2) 整備した警備体制・防犯体制について本町に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。
- 3) 本施設の夜間・休日の施錠管理を実施すること。
- 4) 同一敷地内の本施設以外の異常時にも警察署へ連絡を行うこと。

10. 1. 5 車両誘導

ごみ搬入車両を対象として、車両の渋滞時等においても安全に搬入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、敷地内において車両を適切に誘導・指示すること。

10. 1. 6 積雪時・寒冷時対応

計量器を含む車両通行経路、長期包括運営事業を実施する上で必要となる範囲の除雪を行うこと。また、業務に支障のない範囲で本町が行う敷地内の除雪に協力すること。

10. 1. 7 廃棄物の管理・処分

長期包括運営事業の実施に伴って本施設から発生する廃棄物（廃油等）を適切に管理・処分すること。

10. 1. 8 住民及び事業者対応

- 1) 周辺の住民及び事業者の信頼と理解、協力を得られるよう、運営事業者は常に適切な運営管理を行

うこと。

- 2) 本町が必要と認めた場合には、運営事業者は周辺住民及び事業者との協議の場等に出席し、本町の補助として対応を行うこと。
- 3) 本施設の運営管理に関して住民及び事業者等から直接に運営事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を本町へ引き継ぐこと。なお、長期包括運営事業の業務範囲に係る住民及び事業者等からの意見等があった場合は、本町から運営事業者へ指示するので、必要な措置を講ずること。

10. 1. 9 見学者対応

- 1) 見学者への対応に際し、本町の補助として同行し、本町と連携して適切に対応すること。
- 2) 本町の補助として、見学者対応のための資料作成に協力すること。

10. 1. 10 官公庁による立入検査対応

官公庁による立入検査のある場合は、調査に協力し、またその報告書作成に協力すること。

10. 1. 11 保険への加入

本施設の運営管理に関して、第三者賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。加入する保険の内容については、事前に本町へ報告すること。

10. 1. 12 損害賠償

運営事業者の運転操作等において、故意または重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により本町に損害を及ぼしたときは、その一切の費用は運営事業者が負担するものとする。ただし、火災については、本町加入の保険による充当金額を超える費用を運営事業者が負担するものとする。

また、運営事業者が正当な理由なくして本施設の一部または全部を故意に運転休止した場合及び性能保証条件を満足出来ない場合において、本町は休止等により生じた損害（外部処理費等を含む）の程度に応じて委託契約金額を減額することができる。減額対象となった金額についてはその事由が発生した年度に精算する。

10. 1. 13 契約の解除等

1) 本町による契約解除に関する事項

本町は運営事業者に対し、以下の条件が生じた場合は本事業契約を解除することができる。

- (1) 運営事業者の責に帰すべき事由により、自らの事業を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 本事業契約締結後、事業着手時期に正当な理由なしで事業に着手しないとき
- (3) 運営事業者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき

2) 運営事業者による契約解除に関する事項

運営事業者は本町に対し、以下の条件が生じた場合は本事業契約を解除できる。

- (1) 本町が所定のごみを搬入しないとき
- (2) 本町が契約に定めた委託料を支払わないとき

3) 本町による事業中止に関する事項

本町の都合により、本事業契約を中止する場合がある。その場合は、契約書に定める規約に基づき精算を行うものとする。

4) 本町による事業継続に関する事項

本町の都合により、本事業契約を継続する場合がある。その場合は、本委託契約終了時の3年以上前までに本町と継続使用（契約の継続）について協議する。